# J-ALERT新型受信機物品購入 仕様書

# 第 1 章 総 則

#### 第1条 目 的

総務省消防庁(以下、消防庁)の管理システムから配信される緊急情報を、衛星経由もしくは地上回線経由で受信し、緊急時等の状況に応じた内容の情報伝達を行い、地域住民の生命・財産・安全の確保に寄与することを目的とする。

宇和島市(以下「発注者」という)が運用している全国瞬時警報システム(J-ALERT)受信機において2018年3月の導入より、7年を迎え、構成部品の老朽化等に伴う故障により緊急情報の住民伝達に支障をきたすことが懸念されることや、今後、消防庁として現行受信機のサポートを終了することなどの理由から、新型機器に更新することを目的とする。

## 第2条 適用範囲

本仕様書は、宇和島市(以下「甲」という。)が整備する「J-ALERT新型受信機等(以下「機器」という。)」について、受注者(以下「乙」という。)が行う納入(機器調達・設置・調整・試験・運用開始・保証含む)に関して適用する。

#### 第3条 納入期限

納入期限は、令和8年3月31日迄とする。

### 第4条 納入場所

納入場所は、宇和島市本庁舎とする。

#### 第5条 適用規則

適用規則は、下記諸規格及び諸基準に準拠して行うものとする。

なお、これらの適用を受けないものでも他に標準規格のあるものは、これに準ずるものとする。

- (1) 電波法及び同法関係規則、告示
- (2) 有線電気通信法及び同法施行令、同法施行規則
- (3) 電気設備技術基準
- (4) 電気通信事業法及び同法関係規則等
- (5) 消防法及び同法関係規則等
- (6) 電波産業会標準規格 (ARIB)
- (7) 電子情報技術産業会規格(JEITA)
- (8) 日本工業規格(JIS)
- (9) 日本電気工業会標準規格(JEM)
- (10)日本電気規格調査会標準規格(JEC)
- (11)日本技術標準規格(JES)
- (12) 宇和島市関係諸規則等
- (13) その他関係法令及び規格

#### 第6条 提出書類

乙は、下記書類を甲に提出しなければならない。

なお、提出後危機管理課担当係員より内容の修正等を指示する場合は、速やかに対応すること。

- (1) 主たる承認申請図書は次のとおりとし、契約締結後速やかに提出しなければならない。
  - ①機器仕様書
  - ②機器構成図 (機器配置図等も含む)
  - ③工程表
  - ④その他甲が必要と認める書類
- (2) 提出図書及び部数は次のとおりとし、納入が完了するまでに提出しなければならない。

①各種操作取扱説明書2部②完成図2部③施工写真2部④設定データ(ネットワーク機器)2部

⑤その他甲が必要と認める書類

## 第7条 仕様書の疑義

本仕様書は大要を示したものであり、疑義が生じた場合は直ちに甲に指示を受けるものとする。 なお、仕様書に示されない事項であってもこれが当然と認められる事項については、乙の責任に おいて対処するものとする。

指定部数

#### 第8条 契約の変更

納入に際して軽微な変更が生じた場合は、甲の指示に従うものとする。なお、この変更に対する 契約金額の増額は行わないものとする。ただし、甲の都合により変更を必要とする場合は、その時 点で「乙」と協議の上書面で定めるものとする。

#### 第9条 物品検収及び引き渡し

納入が完了し、甲の行う物品検収をもって引き渡しとする。なお、検収に計器・測定器類が必要な場合は乙において用意するものとする。

#### 第10条 保証

乙は、消防庁が提供した「受信機ソフトウェア」以外についての、機器及び納入の欠陥に起因する故障・事故等に関しては引き渡しの翌日から起算して1年間の保証の責任があり、無償で遅滞なく修理又は復旧しなければならない。

なお、保証期間経過後に生じた事故についても、その原因が明らかに機器及び納入に起因すると 認められる場合は、乙の責任で無償修理を行うものとする。

#### 第11条 セキュリティ

- (1) セキュリティポリシーの厳守 乙は甲乙双方のセキュリティポリシーを厳守しなければならない。
- (2) 貸与資料等の取り扱い

乙は甲の情報セキュリティに関する資料が貸与された場合、次の対応を取るものとする。

- ①資料を閲覧できる者の範囲は、乙の関係者に限定する。
- ②資料を閲覧できる場所は、甲及び乙の施設内とする。

# 第 2 章 機器の機能

## 第1条 機器概要

本機器は、総務省消防庁から衛星系ネットワーク(LASCOM)及び地上系ネットワーク(LGWAN)経由で配信される国民保護法に基づく情報及び緊急地震速報・気象情報・津波情報・地震情報・火山情報等の各種情報を速やかに受信し、宇和島ケーブルテレビ設置のFM告知放送システムと連動させることにより、各支所及び住民に音声通達し、住民の安全確保及び避難活動の一助とするため、以下の機能を有する設備を設置・構築するものとする。

#### 第2条 J-ALERT受信機

- (1) J-ALERT新型受信機を導入すること。なお、既設J-ALERT受信機の設定内容を 新型受信機に正しく移行し、各種外部機器と連携すること。
- (2) 当市が該当する重要情報が配信された場合、音声を出力し、回転灯を点灯させると伴にFM 告知放送システム接続機器等に必要な制御を行えるものとする。

#### 第3条 機器の監視・制御

J-ALERT受信機の状態を表示・管理用パソコン上で閲覧及び設定・制御が出来るものであること。

#### 第4条 ネットワーク

LGWAN及びイントラ回線との接続に当たっては十分なセキュリティ対策を施すものとする。なお、LGWAN接続に必要な回線及び設定情報は、甲より指定する。

#### 第5条 FM告知放送システム設備との連携

J-ALERT受信機の外部音声出力から既設FM告知放送システムを介して防災ラジオ等から 放送できること。

# 第 3 章 機器の概要

機器名称	数量	備考
J-ALERT受信機	1式	入れ替え※
表示・管理用パソコン(ノート PC)	1式	流用
音声分配器	1台	流用
スイッチングハブ	1台	流用
無停電電源装置	1式	流用
回転灯	1台	流用
音声スピーカー	1式	流用
LANケーブル	必要数	
同軸ケーブル	必要数	
EIA19インチ機器収容架の棚板等	必要数	

<sup>※</sup>入れ替えは既設機器を撤去し、乙において廃棄処理とするものを示す。

## 第1条 機器の構成

製造元 センチュリー・システムズ株式会社

品 名 Jアラート受信機

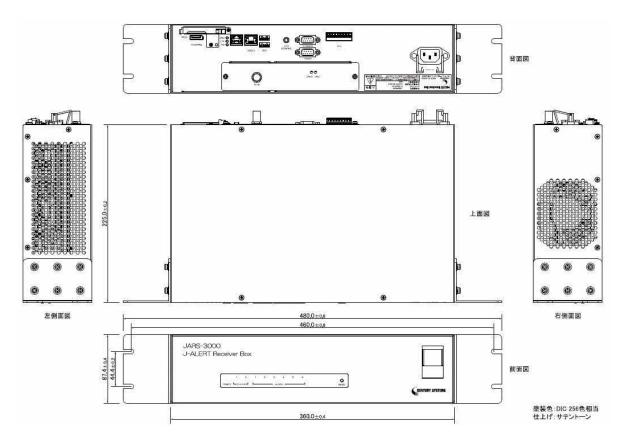
型 番 JARS-3000

## 第2条 主な仕様

	内 容	
イーサネット	100BASE-TX/1000BASE-T・1ポート・8ピン・モジュラジャック(RJ-45)	
シリアル	RS-232C・1ポート・D-SUB 9ピン (オス)	
デジタル出力	8出力・3.5mmピッチ端子台(9ピン) ソケットタイプ・無電圧接点出力	
音声出力	ステレオ音声·  ポート· ¢3. 5ステレオミニジャック・スピーカ出力	
衛星データ受信	RF信号入力(入力周波数: 950~1450MHz)・1ポート・Fタイプ (メス)	
	・入カインピーダンス75Q/衛星受信アンテナ(LNB)給電	
動作環境	温度:0℃~十40℃・湿度:10%~90%(結露なきこと)	
冷却方式	強制空冷:装置内にFAN 1個搭載	

# 第3条 外観図

(W) 360mm×(H) 87. 4mm×(D) 225mm(突起物を除く)



# 第 4 章 機器の設置作業等

#### 第1条 表示

機器には次を参考に表示を行うものとする。なお、機器本体に表示刻印等がされている項目については、この限りではない。

#### (1) 主要機器

配備先名:〇〇 担当課名: 宇和島市危機管理課

事業年度:令和7年度 事業名:防災設備整備事業

契約名: J-ALERT新型受信機等

品名:〇〇 型式:〇〇 製造者名:〇〇

(2) 通信ケーブル類 行き先表示プレートを設置すること。

#### 第2条 機器の設置

- ・各装置、UPS、スイッチングハブは、危機管理課既設の19インチ機器収容架(EIA規格 33U 800(W)×700(D)×1600(H)mm)に直接搭載すること。
- 機器の設置方法は、協議の上決定するものとする。

#### 第3条 配線・据付等

- ・作業の方法、内容及び行程等については、事前に危機管理課担当係員と打ち合わせを行うこと。
- ・ケーブルは、適切な処置を講じて配線すること。
- ・地震等により転倒・落下のないよう設置すること。

第4条 設定 既設機器からのデータ及び設定内容の移行を行うこと。

#### 第5条 据付完了後試験

据付完了後、危機管理課担当係員の指示のもとに次の試験を行うこと。

- 単体機能試験
- 衛星受信確認試験
- FM告知放送システム動作確認試験(同システム導入業者立会いのもと実施)

第6条 廃棄 機器梱包材及び機器入れ替えによる不要品については、撤去の上処分すること。

# 第 5 章 機器構成図

